

令和3年第3回宮崎市議会（4月臨時会）

提出案件一覧

1 件数

議案	3件
報告	7件
合計	10件

2 内訳

(1) 議案（3件）

- ①令和2年度補正予算に係る専決処分の報告・承認（1件） ⇒ 議案第112号
- ②令和3年度補正予算案（1件） ⇒ 議案第113号
- ③条例の一部改正に係る専決処分の報告・承認（1件） ⇒ 議案第114号

(2) 報告（7件）

- ①宮崎市国民保護計画の変更の報告（1件） ⇒ 報告第9号
- ②専決処分の報告（6件） ⇒ 報告第10号～報告第15号
 - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（6件）

3 議案の概要

議案第112号 「令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第16号）」の専決処分について
【財政課（商業政策課）】

◇概要

新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給基金積立金の実施に伴い予算を補正する必要が生じたが、急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

別添「令和2年度宮崎市一般会計補正予算専決処分概要」のとおり

別添「令和3年度4月補正予算案概要」のとおり

◇概要

地方税法等の一部改正（令和3年3月31日公布・同年4月1日施行）に伴い、「宮崎市税条例」の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

1 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置に関する改正（附則第11条～第13条、第19条～第20条関係）

- (1) 土地に係る現行の負担調整措置の仕組みを、令和3年度から令和5年度までの3年間継続する。
- (2) 令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が上昇する土地については、令和3年度の課税標準額を令和2年度と同額に据え置く。

2 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長（附則第15条の2）

令和元年10月1日から令和3年3月31日までに軽自動車を取得した場合、環境性能割の税率を1%軽減する措置（臨時的軽減）をとっているが、その適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。

3 軽自動車税種別割に係るグリーン化特例（軽課）の見直し（附則第16条）

環境負荷の小さい車両に対して、新規取得の翌年度分に限り、軽自動車種別割の税率を軽減するグリーン化特例（軽課）について、適用対象の縮小及び燃費基準の切替えを行った上で、現行の特例措置を令和4年度取得分まで2年間延長する。

4 住宅ローン控除の見直しに係る個人市民税の対応（附則第18条の8）

所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人の市民税額から控除する。

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

4 報告の概要

報告第9号 宮崎市国民保護計画の変更の報告について

【危機管理課】

◇概要

国の基本指針及び県の国民保護計画等の変更に伴い、宮崎市国民保護計画を変更したため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定において準用する同条第6項の規定により、報告するもの。

◇主な内容

- ・ 情報収集体制において全国瞬時警報システムの整備を追加
- ・ 市の組織変更に伴い市対策本部の組織及び事務分掌等を変更
- ・ 国及び県の現地対策本部との連携要領を追加
- ・ 避難住民の誘導において大規模集客施設等における避難を追加

和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故等）

報告第10号～報告第15号 専決処分の報告について

【報告第10号】	【介護保険課】
《事故の概要》	市の職員が開けた市の軽自動車のドアが強風により相手方の軽自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和3年2月17日
《事故の場所》	宮崎市橘通西1丁目1番1号 宮崎市役所本庁舎下大淀川河川敷駐車場内
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 55,436円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
【報告第11号】	【消防局 警防課】
《事故の概要》	駐車中の相手方の普通自動車に市の消防自動車が追突し、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和3年1月9日
《事故の場所》	宮崎市生目台東4丁目33番地2 東側道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 187,600円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
【報告第12号】	【スポーツランド推進課】
《事故の概要》	福岡ソフトバンクホークスの選手が打撃練習中に打った野球ボールが走行中の相手方の小型自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和3年2月21日
《事故の場所》	宮崎市大字有田516番4 宮崎市生目の杜運動公園第2野球場北側道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 109,600円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
【報告第13号】	【道路維持課】
《事故の概要》	相手方の小型自動車が側溝のグレーチング蓋の上を通過したところ、跳ね上がったグレーチング蓋が車体下部に当たり、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和2年10月23日
《事故の場所》	宮崎市霧島4丁目111番地1 東側道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 19,576円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
【報告第14号】	【教育委員会 企画総務課】
《事故の概要》	強風のため倒れた市のテントが駐車中の相手方の小型自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和2年11月19日
《事故の場所》	宮崎市下北方町新地849番地 市立大宮小学校敷地内
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 100,353円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%

【報告第15号】

【教育委員会 企画総務課】

《事故の概要》 強風のため倒れた市のテントが駐車中の相手方の普通自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。

《事故発生日》 令和2年11月19日

《事故の場所》 宮崎市下北方町新地849番地 市立大宮小学校敷地内

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 256,960円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市100%